

◇平成 22 年 4 月 1 日付改正内容

1,平均額型最低制限価格制度の対象拡大及び算定方法の変更

本市においては、現在、建設工事及び設計・調査・測量に係る委託契約のうち、建設コンサルタント業務に係る競争入札（一般競争入札及び指名競争入札）において、平均額型最低制限価格制度を導入しておりますが、公共工事等における品質確保を図る観点や、特に設計・調査・測量業務において、依然低価格での応札が見受けられる状況を踏まえ、平成22年4月1日以降に公告及び指名通知を行う案件より、全ての設計・調査・測量に係る委託契約まで対象を拡大するとともに、算定方法を以下のとおり変更いたします。

◆従来の算定方法

- ①建築一式工事：有効な全入札金額を平均した数値の85%の額（1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）
- ②建築一式工事以外の工事及び建設コンサルタント
：有効な全入札金額を平均した数値の80%の額
（1円未満の端数を生じた場合はその端数を切り捨てた額）

◆改正後の算定方法

- ①全ての建設工事：有効な全入札金額を平均した数値の85%の額（1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）
- ②全ての設計・調査・測量業務：有効な全入札金額を平均した数値の90%の額
（1円未満の端数を生じた場合はその端数を切り捨てた額）

※ 上記①、②の率にかかわらず、市長が必要と認める入札については、当該入札における有効な全入札金額を平均した数値に市長が必要と認める率を乗じて得た額（1円未満の端数を生じた場合はその端数を切り捨てた額）

2,資本関係等のある会社同士の同一入札への参加の制限

資本関係又は人的関係のある会社同士が同一の案件に参加することは、公正・公平な入札が阻害される恐れがあることから、適正な入札の執行を確保するため、以下のとおり入札への参加を制限いたします。※詳細は、「入札・契約情報」の「契約課からのお知らせ」欄をご覧ください。

(1)対象

建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理に係る一般競争入札

(2)制限の内容

以下の基準に該当する複数の者が同一入札に参加することを制限します。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- エ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- オ 越谷市競争入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合
- カ 複数の法人又は個人により構成される組合等と、その組合を構成する法人又は個人の関係にある場合
- キ その他前述の基準と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3,現場代理人に関する常駐規定の緩和

請負代金額2,500万円未満の2つの工事を対象に、現場代理人の常駐規定を緩和し、兼任を認めることとします。※詳細は、「入札・契約情報」の「契約課からのお知らせ」欄をご覧ください。

4,建設業退職金共済制度に関する取り扱いの変更

建設業退職金共済制度については、請負代金額500万円以上の建設工事を対象に、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」及び「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」の提出を求めています。その提出先について、従来の契約課から各工事発注課に変更すると共に、「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」の様式を改正しました。※詳細は、「入札・契約情報」の「契約課からのお知らせ」欄をご覧ください。

5,営業所専任技術者に関する取り扱いの変更

建設業法第7条第2号及び第15条第2号において、ある一定の技術者が営業所に常勤していることが建設業許可の要件として規定されておりますが、国土交通省における取り扱い等を踏まえ、専任を要しない市内の工事については、営業所専任技術者がその工事の技術者として従事することを認めることとしました。※詳細は、「入札・契約情報」の「契約課からのお知らせ」欄をご覧ください。

6,総合評価方式の試行及び検討

公共工事の品質確保等の観点から、価格だけではなく、企業の技術力等を含め、総合的に評価して落札者を決定する、総合評価方式について、平成19年度より試行的に実施しておりますが、平成22年度においても試行を継続するとともに、今後の本格導入に向けて検討していく予定です。